

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和7年12月31日まで)

秋本少安第1165号 地 第211号  
生企第827号 捜一第185号  
鑑 第374号 科研第1280号  
令和2年12月7日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項等について（通達）

行方不明者の発見活動（以下「発見活動」という。）については、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項等について（通達）」（平成27年6月29日付け秋本少安第134号、地第176号、刑企第133号、捜一第178号、鑑第194号、科研第257号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、所要の整備を行い、別添「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 別添

### 行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項

#### 第1 総則

##### 1 目的（第1条関係）

この規則は、発見活動が警察の責務を達成するための重要な活動であることを明確に示し、当該活動のより確実な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とするものである。

##### 2 定義（第2条関係）

特異行方不明者（第2項関係）

##### (1) 犯罪被害（第1号関係）

「生命又は身体に危険が生じているおそれがある」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがある場合のほか、将来危害が加えられるおそれがある場合をいう。

##### (2) 少年福祉犯被害（第2号関係）

ア 「少年の福祉を害する犯罪」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯をいう。

イ 「被害にあうおそれがある」とは、行方不明後、少年の福祉を害する犯罪の被害にあう蓋然性の高いことをいう。当該蓋然性の判断については、単に本人の性別、年齢等の一般的事項のみではなく、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、家庭環境等の個別具体的な事情により行うこと。

##### (3) 事故遭遇（第3号関係）

「その他の事情」とは、気象条件、地形等の個別具体的な事情をいう。

##### (4) 自殺企図（第4号関係）

「その他の事情」とは、健康状態、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の個別具体的な事情をいう。

##### (5) 自傷他害のおそれ（第5号関係）

ア 「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。

イ 「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲若しくは刀剣類、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物若しくは劇物等を携帯していることをいう。

ウ 「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」とは、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情により、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることをいい、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす意思があるかを問わない。

##### (6) 自救無能力（第6号関係）

ア 「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。

イ 「自救能力がない」とは、当該行方不明者のみで生活する能力がないことをいう。

### 3 発見活動の基本（第3条関係）

発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とする。

#### (1) 迅速かつ的確な対応（第1号関係）

発見活動の目的である行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、行方不明者に係る取扱いについては迅速かつ的確に対応すること。

#### (2) 関係者の名誉及び生活の平穩に対する配慮（第3号関係）

発見活動を行うに当たっては、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の関係者のプライバシーに関わる事項を扱うことから、これらの事項の取扱いについて十分な注意を払うこと。

#### (3) 警察の組織的機能の発揮（第4号関係）

発見活動を行うに当たっては、当該都道府県警察や生活安全部門のみでは十分な発見活動を行うことは不可能であることから、関係都道府県警察及び警察の各部門が相互に連携し警察全体として発見活動に取り組むことにより、警察の組織的機能を発揮すること。

### 4 警察署長の責任（第5条関係）

警察署長は、所属の警察職員を指揮監督し、必要に応じて各部門相互の連携や発見活動に向けた十分な体制の構築等により、適切な発見活動に努めること。

## 第2 行方不明者届の受理等

### 1 行方不明者届の受理（第6条関係）

#### (1) 行方不明者届をしようとする者（第1項関係）

ア 行方不明者の後見人（第1号関係）

「法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者」とは、法人の代表者又は法人に属して後見に係る業務に従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

イ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第2号関係）

「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦として認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係にあるものをいう。

ウ 行方不明者の福祉に関する事務に従事する者（第4号関係）

「行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」とは、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員又は行政若しくは社会福祉法人が運営する各種の福祉サービスに従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

エ 行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者（第5号関係）

「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、同居人、雇主その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であって、行方不明

者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

## (2) 留意事項

ア 警察署長は、本邦内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされた場合には、宿泊地を居所として取り扱うこと。

イ 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者の利便等を考慮し、水難等の事故に遭遇するおそれ等のある者に係る行方不明者届をしようとする者が現に行方不明となった場所を管轄する警察署に訪れている場合、行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が行方不明者が行方不明となったときにおける住所又は居所から遠隔地にある場合、行方不明者届をしようとする者が高齢により移動が困難である場合その他特段の事情がある場合には、行方不明者届を受理すること。

## 2 行方不明者届の受理時の措置（第7条関係）

(1) 警察署長は、発見活動にDNA型鑑定を用いることが有効であると認められる事案においては、届出人その他関係者に対し、可能な範囲でDNA型資料の提出を求めること。

(2) 警察署長は、届出人から発見活動を的確に行うに足りる情報等が得られなかった場合は、署員に指示し、補充の調査を実施すること。

(3) 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対して警察が行う発見活動について正確な情報を与え、届出人から発見活動に必要な情報の提供を受けられるようにするため、警察が行う発見活動の内容、発見時の措置等についても説明すること。特に、第26条第1項ただし書に基づき発見等の通知をしないこと又は通知する事項を限定する場合があること及び同条第2項に基づきストーカー事案等であることが判明したときは、本人の同意がある場合を除き通知しないことについて説明すること。

(4) 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、行方不明者届受理票（別記様式第1号）を作成すること。

## 3 行方不明者に係る事項の報告（第8条関係）

(1) 警察署長は、行方不明者届を受理したとき又は行方不明者に係る事項に変更があったときは、速やかに生活安全部少年女性安全課長（以下「少年女性安全課長」という。）を通じて警察本部長に報告すること。

(2) (1)の報告を受けた少年女性安全課長は、当該行方不明者に係る事項を警察庁情報管理システムに登録するとともに、発見活動を行う警察署長に対し、必要な指導、助言等を行うこと。

## 4 事案の引継ぎ（第9条関係）

(1) 第6条第2項の規定により行方不明者届を受理した警察署長は、自ら発見活動を行うことが適当でないと認めるときは、第8条第1項及び第2項の規定により少年女性安全課長を通じて警察本部長に報告をした上で、当該事案を、当該行方不明者の行方不明時における住所又は居所を管轄する警察署長に対し、行方不明者届受理票などを添付の上、行方不明者届引継書（別記様式第2号）により引き継ぐこと。

- (2) (1)により引継ぎをした警察署長は、届出人に対し、発見活動の主体となる警察署長の変更及び引継ぎ先の窓口担当者を確実に通知すること。
- (3) (2)により引継ぎを受けた警察署長は、速やかに、少年女性安全課長を通じて警察庁情報管理システムへの登録を行い、その旨を引継ぎをした警察署長に連絡すること。

#### 5 事後に取得した情報の記録及び活用（第10条関係）

- (1) 行方不明者届を受理した警察署長（引継ぎがあった場合にあっては、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。）は、所属の警察職員に、行方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報について、確実に記録化させるとともに、報告を徹底させること。
- (2) 受理署長は、行方不明者に係る情報を取りまとめた簿冊を備え付けるなど行方不明者に係る情報が所属において共有されるよう必要な措置を講ずるとともに、第21条の規定により特異行方不明者手配を行っている場合には、手配先の警察署長に対し取得した情報を提供するなど、発見活動に積極的に活用すること。

#### 6 特異行方不明者の判定（第11条関係）

- (1) 受理署長は、警察署の発見活動を主管する課又は係の責任者に、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかについてその意見を報告させるとともに、第7条第1項の規定による聴取の内容、第10条の情報、発見活動を通じて得られた情報及び警察署の発見活動を主管する課又は係の責任者の報告の内容等諸般の事情を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを自ら判定すること。
- (2) (1)による判定の後に特異行方不明者の判定に資する情報が得られる場合があるなど行方不明者に係る状況は変化することから、受理署長は、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定すること。
- (3) 受理署長は、第11条第1項の規定により行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき及び特異行方不明者に該当すると判定した者がこれに該当しないと判定したときは速やかに、その旨を警察本部長に報告すること。

### 第3 行方不明者の発見のための活動

#### 1 一般的な発見活動

##### (1) 警察活動を通じた発見活動（第12条及び第13条関係）

警察職員は、警察庁情報管理システムへの照会を効果的に活用するなど、各種の警察活動が行方不明者を発見する機会になり得ることを意識して、これらの活動に当たること。

##### (2) 行方不明者に係る資料の公表（第14条関係）

ア 受理署長は、届出人その他関係者から行方不明者に係る資料の提出を受ける場合は、事前にその内容、数量等について当該届出人等に指導すること。

イ 受理署長は、公表の必要がなくなった場合には、速やかに公表した資料の回収、削除等を行うこと。

##### (3) 行方不明者届受理票の写しの送付（第15条関係）

受理署長は、行方不明者届を受理した日から1か月を経過しても当該行方不明者

届に係る行方不明者が発見されないときは、身元不明死体の情報との対照のため、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に対し、写真その他必要と認められる資料を添付して、行方不明者届受理票の写しを送付すること。

(4) 身元不明死体票の作成及び送付（第16条関係）

警察署長は、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第3条の規定により報告を受けた死体であって身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうか確認し、これを受理していないときは、速やかに身元不明死体票（別記様式第3号）を作成し、鑑識課長に送付すること。

(5) 鑑識課長による対照等（第17条関係）

鑑識課長は、行方不明者届受理票の写し並びに身元不明死体票の整理及び保管に当たっては、次の区分及び順序により行うこと。

ア 男女別

イ 行方不明又は死亡年（推定）

ウ 行方不明者の年齢又は死亡者の年齢（推定）

エ 行方不明又は死亡月日（推定）

(6) 警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）による対照等（第18条関係）

ア 行方不明者受理票の写しと身元不明死体票の写しとの対照結果の通知（第4項関係）

犯罪鑑識官は、行方不明者受理票の写しと身元不明死体票の写しとを対照する方法による調査により、当該行方不明者受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかったときは、その旨を当該行方不明者受理票の写し又は身元不明死体票の写しを送付した鑑識課長に通知すること。

イ 警察署長への通知（第5項関係）

アの通知を受けた鑑識課長は、当該通知があった旨を当該行方不明者受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知すること。

(7) 迷い人についての確認（第19条関係）

ア 警察署長は、生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見した旨の報告を受けたときは、年齢、人着、土地鑑等に基づき行方不明者照会及び他の警察に対する照会を実施し、当該迷い人について行方不明者届の有無を確認すること。

イ アによる確認後、警察署長は、当該迷い人を関係機関に引き継ぐこと。

2 特異行方不明者の発見活動

(1) 受理署長の措置（第20条関係）

ア 特異行方不明者については、その生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることから、受理署長は、捜査を含めた迅速かつ的確な措置を講ずるとともに、特異行方不明者の発見に資する情報等を収集するため、届出人その他関係者と適時連絡をとるよう努めること。

イ 受理署長は、特異行方不明者の発見活動に必要があると認めるときは、関係行

政機関若しくは地方公共団体又は関係事業者に協力を得ることができるよう、内容等について周知するとともに、連絡窓口を設定するなど、体制を構築すること。

(2) 特異行方不明者手配（第21条及び第22条関係）

ア 特異行方不明者手配の種別（第1項関係）

- (ア) 「立ち回り見込先」とは、居所、友人宅等の特異行方不明者の立ち回りが予想される場所をいう。
- (イ) 「立ち回り見込地域」とは、特異行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね市区町村以下の範囲のものをいう。
- (ウ) 「就業が予想される業種等」とは、特異行方不明者が就業していると予想される業種、宿泊先又は居住先等の当該地域において発見活動を行う上で参考となる事情が判明していることをいう。

イ 留意事項

- (ア) 特異行方不明者手配については、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、特異行方不明者手配を受けた警察署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できる場合に行うこと。
  - (イ) 受理署長は、立ち回り見込先又は立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対し、行方不明者届受理票の写しなどを添付の上、特異行方不明者手配書（別記様式第4号）により特異行方不明者手配を行うこと。
  - (ウ) 特異行方不明者について、その発見に資する手掛かりがなく特異行方不明者手配ができない場合においても、行方不明となった状況等から、当該特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性がある場合には、警察本部長を通じて他の都道府県警察に対し、当該特異行方不明者の発見活動への協力要請を行うことができることに留意すること。
- (3) 特異行方不明者手配を受けた警察署長の措置（第23条関係）

特異行方不明者手配を受けた警察署長は、特異行方不明者の生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることを勘案し、第23条に規定する措置を迅速かつ的確に講じ、その結果を受理署長に通知すること。

(4) 特異行方不明者手配の有効期間（第24条関係）

特異行方不明者手配は、手配先の警察署長に対して第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、特異行方不明者手配の必要性等を適切に判断した上で、特異行方不明者手配の有効期間を更新すること。

(5) 特異行方不明者等DNA型記録の作成等（第24条の2関係）

ア 特異行方不明者等資料のDNA型鑑定の囑託（第1項関係）

受理署長は、特異行方不明者について1の(6)のイの通知を受けた場合において、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときは、届出人又は当該特異行方不明者の実子、実父若しくは実母から同意を得た上で特異行方不明者等資料の提出を受け、刑事部科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に当該特異行方不明者等資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定を囑託することができる。

- (ア) 「届出人の求め」及び「同意」については、届出人又は特異行方不明者の実子、実父若しくは実母から文書により徴すること。
  - (イ) 「当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるとき」については、当該特異行方不明者が死亡している蓋然性が認められる場合であって、次のいずれかに該当すると判断されるときとすること。
    - a 行方不明者届を受理した日（平成27年4月1日より前に受理した場合を含む。）から6か月以上経過しても当該行方不明者届に係る特異行方不明者が発見されない場合であって、DNA型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。
    - b aに掲げるもののほか、当該特異行方不明者を発見するため、DNA型鑑定を迅速に行う必要がある場合であって、DNA型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。
  - (ウ) 「DNA型鑑定に用いられるもの」とは、例えば、口腔内細胞、毛根鞘の付いた毛髪、爪等をいう。
  - (エ) 「実子」、「実父」及び「実母」については、戸籍上の親子を指すのではなく、生物学上の親子を指す。
- イ 特異行方不明者等DNA型記録の作成等（第2項関係）
- アの嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明した場合において、当該アの受理署長からエの対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特異行方不明者等DNA型記録を作成し、犯罪鑑識官に電磁的方法により送信すること。
- ウ 特異行方不明者等DNA型記録の抹消（第3項関係）
- 科学捜査研究所長は、イの送信をしたときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消すること。
- エ 変死者等DNA型記録等との対照等（第4項関係）
- イの送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録に係る特定DNA型を対照し、直ちにその結果を科学捜査研究所長に通知すること。
- (ア) 「対照」とは、特定DNA型における各座位のDNA型の数字又は文字を比較する方法により行われる。
  - (イ) 第4項に定めるもののほか、犯罪鑑識官は、同項の規定による対照をした場合において、次のいずれかに該当するときは、直ちに科学捜査研究所長に通知すること。
    - a 特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者等が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は当該死体DNA型記録に係る取扱死体であることに矛盾がないとき。
    - b 特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する

変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型について、DNA型鑑定の結果として判明している範囲内で親子関係に矛盾がないとき。

- (ウ) (イ)の通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該通知の内容を当該通知に係る変死者等資料又は死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号)第4条第1項に規定する資料について、DNA型鑑定を囑託した警察署長等に通知すること。

オ 通知の内容の通知(第5項関係)

エの通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該通知の内容をアの受理署長に通知すること。

(6) 特異行方不明者等DNA型記録の整理保管等(第24条の3関係)

ア 特異行方不明者等DNA型記録の整理保管(第1項関係)

犯罪鑑識官は、(5)のイの特異行方不明者等DNA型記録の送信を受けたときは、行方不明者発見活動に資するためこれを整理保管すること。

イ 特異行方不明者等DNA型記録の保管措置(第2項関係)

犯罪鑑識官は、特異行方不明者等DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずること。

なお、「必要かつ適切な措置」とは、アクセス権限の管理等による特異行方不明者等DNA型記録に係る情報の安全確保措置のことをいう。

ウ 特異行方不明者等DNA型記録の抹消(第3項関係)

犯罪鑑識官は、(5)のエの対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体であることが判明したときなど、その保管する特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったと認めるときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消すること。

- (ア) 「該当」とは、DNA型鑑定の結果として判明している範囲内で、特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は当該死体DNA型記録に係る取扱死体であることに矛盾がないことをいう。

- (イ) 「前号に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき」については、次のとおりとする。

- a 第24条の2第4項の規定による対照を行った場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者の実子、実父又は実母と当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体の

親子関係に矛盾がなく、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体であることが判明したとき。

- b 第3項第1号及びaに掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が発見され又はその死亡が確認されたとき。
- c 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る届出人又は特異行方不明者等資料の提出を受けた者から、当該特異行方不明者等DNA型記録の抹消を希望する旨の申し出があったとき。
- d 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る届出人が、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る行方不明者届を取り下げたとき。
- e 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る行方不明者届の受理年月日を起算日として10年が経過し、「警察庁情報管理システムによる行方不明者登録実施要領の改正について（通知）」（令和2年2月17日付け秋本少安第120号、情第35号）第8に規定する再登録がなされなかったとき。
- f aからeまでに掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

#### 第4 行方不明者の発見時の措置

##### 1 行方不明者を発見した警察署長の措置（第25条関係）

- (1) 届出人に対する発見の通知の要否は受理署長により判断されることが適当であることから、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者に対して届出人への連絡を促すなどの措置をとり、自らは届出人その他関係者に連絡しないこと。
- (2) 警察署長は、保護を要する行方不明者を発見した場合は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条等に基づく保護又は警察法（昭和29年法律第162号）第2条に基づく保護を行うこと。
- (3) 行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者発見票（別記様式第5号）を作成するとともに、第25条第4項の通知を行う際に、受理署長に対し、その写しを送付すること。

##### 2 届出人に対する通知（第26条関係）

- (1) 受理署長は、行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときは、当該行方不明者に対し、届出人からストーカー行為等をされていないか、配偶者からの暴力を受けていないかなどの事項を確認すること。
- (2) 受理署長は、(1)による確認の結果、届出人からストーカー行為等若しくは配偶者からの暴力を受けていた場合において、当該行方不明者本人の同意を得て届出人に対し連絡をする場合は、同意書を徴するなどの措置を講ずること。

##### 3 警察本部長に対する報告等（第27条関係）

行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたとき、又はその他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなったと認められるときは、警察庁情報管理システムに保存されている行方不明者に係る情報を抹消する必要があることから、受理署長及び少年女性安全課長は、その旨を確実に警察本部長に報告すること。

#### 4 特異行方不明者手配の解除（第29条関係）

特異行方不明者手配は、手配先の警察署長に対して第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、手配に係る特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたとき、又はその他手配の必要がなくなつたと認めるときは、特異行方不明者手配解除通知書（別記様式第6号）を作成し、速やかに手配を解除すること。

#### 第5 行方不明者届がなされていない場合等の特例（第30条関係）

発見活動は、生命又は身体の保護という警察の責務を達成するために行う活動であることから、警察署長は、行方不明者届の有無等にかかわらず、特に必要と認められる場合には、規則による措置を講ずることができることに留意すること。